

「〇〇〇〇（施設名）」における 洪水時の避難確保計画

作成：平成〇年〇月〇日

【記入要領】

- 1 この作成シートの「標題」、「1 計画の目的」、「2 計画の適用範囲」にある「〇〇〇〇（施設名）」については、当該施設の名称を記入してください。
- 2 標題の下の行には、この計画を作成した日付を記入してください。

この枠の記入要領は、作成後に削除してください！

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項の規定に基づくものであり、「〇〇〇〇（施設名）」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の適用範囲

この計画は、「〇〇〇〇（施設名）」に勤務する職員等（以下「施設職員」という。）及び施設の利用者又は出入りするすべての者（以下「利用者等」という。）に適用する。

3. 防災体制

洪水時の体制、活動内容、活動を実施する要員等は、次のとおりとする。

区分	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	<ul style="list-style-type: none">▶ 台風の接近が予想される場合▶ 大雨が予想される場合▶ 大雨注意報が発表された場合▶ 洪水注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none">▶ 気象情報、洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	<ul style="list-style-type: none">▶ 大雨警報が発表された場合▶ 洪水警報が発表された場合▶ 〇〇川の水位が氾濫注意水位に達した場合	<ul style="list-style-type: none">▶ 気象情報、洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		<ul style="list-style-type: none">▶ 使用する資器材の準備	避難誘導要員
非常体制	<p>【非常体制Ⅰ】</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合▶ 〇〇川の水位が避難判断水位に達した場合 <p>【非常体制Ⅱ】</p>	<ul style="list-style-type: none">▶ 気象情報、洪水予報等の情報収集▶ 保護者への連絡^{*1}▶ 入院(所)者家族への連絡^{*2}▶ 外来診療中止の掲示^{*3}▶ 周辺住民への協力依頼	情報収集伝達要員

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合 ▶ ○○川の水位が氾濫危険水位に達した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 必要に応じて関係行政機関等への連絡・通報 	
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 利用者等の避難誘導 ▶ 未避難者、要救助者の確認 	避難誘導要員

注1 「体制確立の判断時期」は、各判断基準のいずれかに該当する場合とする。

注2 上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

【記入要領】

1 「体制確立の判断時期」の欄

「○○川」は、当該施設が浸水想定区域内に位置するとされる対象河川の名称を、手引きP27～P30の「各河川の洪水浸水想定区域」の表を参考にして記入してください。

例えば、中泉地区（石原町）に所在する施設の場合は、「天竜川」、「太田川」、「仿僧川」、「今ノ浦川」の4つの河川を記入します。

2 「活動内容」の欄

区分欄の非常体制のうち次の項目は、当該施設の用途に応じて、適宜削除してください。

※1 「保護者への連絡」は、学校等の計画に記載する。

※2 「入院(所)者家族への連絡」は、社会福祉施設、医療施設の計画に記載する。

※3 「外来診療中止の掲示」は、医療施設の計画に記載する。

3 対応要員

施設職員個々の役割を明確にするため、別紙「防災体制（対応要員）一覧表」を参考に、して名簿を作成してください。なお、この名簿は市に提出する必要はありません。

この枠の記入要領は、作成後に削除してください！

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

ア 収集する主な情報及び収集方法は、次のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁等のホームページ）
洪水予報、水位到達情報	インターネット（国土交通省：川の防災情報、静岡県：サイポスレーダー）、いわたホットライン
避難勧告等の避難情報	防災行政無線、いわたホットライン、インターネット（磐田市ホームページ）、テレビ、ラジオ、緊急速報メール

イ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

ウ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内など安全な場所から確認を行う。

エ がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は、

速やかに市役所危機管理課（0538-37-2114）へ通報する。

(2) 情報伝達

ア 収集した気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

〔社会福祉施設の場合〕※不要の施設では、この行とイ及びウを削除してください。

イ 入所者を避難させる場合には、入所者家族に対し、「〇〇〇〇（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。

ウ 避難の完了後、入所者家族に対し、避難が完了した旨を連絡する。

〔医療施設の場合〕※不要の施設では、この行とイからエまでを削除してください。

イ 入院者を避難させる場合には、入院者家族に対し、「〇〇〇〇（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。

ウ 外来診療を中止する場合には、速やかに診療中止の掲示を行う。

エ 避難の完了後、入院者家族に対し、避難が完了した旨を連絡する。

〔学校等の場合〕※不要の施設では、この行とイ及びウを削除してください。

イ 児童^{※4}（学校等の種類に応じて、幼児、園児、児童、生徒等を選択して記載。以下同じ。）を避難させる場合には、保護者に対し、「〇〇〇〇（避難場所）へ避難する。児童^{※4}の引き渡しは〇〇〇〇（避難場所）において行う。引き渡しの開始は迫って別途連絡する」旨を連絡する。

ウ 避難の完了後、保護者に対し、「避難が完了。これより〇〇〇〇（避難場所）において児童^{※4}の引き渡しを行う」旨を連絡する。

【記入要領】

「(2) 情報伝達」について

- (1) 避難に際しての関係者等への連絡は、当該施設の用途に応じて適宜選択し、不要な場合は削除してください。
- (2) 「〇〇〇〇（避難場所）」の記入は、「5 避難誘導」の避難場所と同じ施設を記入してください。
- (3) 夜間や休日など緊急時における連絡体制を確保するため、別紙「緊急連絡網（施設職員用）」を活用して緊急連絡網を作成してください。なお、この緊急連絡網は市に提出する必要はありません。

この枠の記入要領は、作成後に削除してください！

5. 避難誘導

(1) 避難場所

ア 洪水時における避難場所は、「〇〇〇〇（施設名）」とする。

イ 周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により、避難場所への避難が困難な場合には、(近隣の安全な場所として〇〇〇〇、屋内安全確保の場所として本施設〇〇棟の〇階)へ避難し、利用者等の安全確保を図るものとする。

(2) 避難経路

洪水時における避難場所までの避難経路については、別紙「施設周辺の避難経路図」のとおりである。

(3) 避難誘導方法

ア 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について説明する。

イ 避難する際は、徒歩を原則とする。

ウ 避難誘導にあたっては、拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

エ 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また、安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

オ 避難する際は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

カ 浸水のおそれのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

【記入要領】

1 「(1) 避難場所」について

(1) アの避難場所は、手引きP31の「洪水時における指定緊急避難場所」から最寄りの施設を選択して必ず記入してください。

(2) イの近隣の安全な場所、屋内安全確保の場所は、該当する場所がある場合のみ記入してください。

2 避難経路図

当該施設から(1)アに記入した避難場所（イに近隣の安全な場所を記入した場合はその場所）までの避難経路を記入してください。また、屋内安全確保の場所を記入した場合は、平面図等にその場所を明示してこの計画に添付してください。

3 「(3) 避難誘導方法」について

イに記載したとおり、徒歩による避難を原則としていますが、利用者の状況や避難場所までの距離等により、車両による避難を計画する場合は、記載内容を訂正してください。

この枠の記入要領は、作成後に削除してください!

6. 避難の確保を図るための施設の整備

(1) 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

表 6-1 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（利用者、施設職員等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具 〔医療施設の場合〕※不要の施設では、削除してください。 搬送具、医薬品、カルテのバックアップデータ

(2) これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

【記入要領】

「表 6-1 避難確保資器材等一覧」について

- (1) 施設の利用形態等に応じて、資器材を適宜増減してください。
- (2) 避難誘導の欄の〔医療施設の場合〕は、必要に応じて追加し、医療施設以外の施設では削除してください。

この枠の記入要領は、作成後に削除してください！

7. 防災教育及び訓練の実施

(1) 防災教育

毎年4月に施設職員を対象に研修を実施する。

(2) 訓練

毎年5月に施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

【記入要領】

防災教育、訓練は、毎年、出水期（6月）に入る前に実施することが望めます。

別の時期に計画したいと考えている場合や、この計画にあらかじめ実施月を明示することが困難な場合など個別に事情があれば、適宜、訂正してください。

この枠の記入要領は、作成後に削除してください！